

## 平成23年度

# 厚岸町の固定資産税・都市計画税のあらまし

### ◎固定資産税とは

毎年1月1日（「賦課期日」といいます。）に、土地・家屋・償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます。）を所有している人（個人または法人）が、その固定資産の価格をもとに算定される税額を、その固定資産の所在する市町村に納める税金です。

### ◎都市計画税とは

都市計画事業や土地区画整理事業の費用にあてる目的税で、賦課期日に都市計画法による都市計画区域のうち条例で定める区域内に所在する土地及び家屋を所有している人（個人又は法人）に対して課税されるもので、固定資産税とあわせて納めていただきます。

### ◆固定資産税・都市計画税を納める人

土地	登記簿または土地補充課税台帳に所有者として登記、または登録されている人
家屋	登記簿または家屋補充課税台帳に所有者として登記、または登録されている人
償却資産	償却資産台帳に所有者として登録されている人（固定資産税のみ）

ただし、所有者として登記（登録）されている人が賦課期日前に死亡している場合などは、賦課期日現在、その土地・家屋を現に所有している人が納税義務者となります。

### ◆税額算定のあらまし

固定資産税・都市計画税は次のような手順で税額を決定して、納税者に通知します。

1. 固定資産を評価し、その価格を決定し、その価格をもとに課税標準額を算出します。



2. 固定資産税は、土地・家屋・償却資産の課税標準額の合計×税率（1.4%）＝税額  
都市計画税は、土地・家屋の課税標準額の合計×税率（0.25%）＝税額  
（※厚岸町内には「都市計画区域」が設定されています。そのうち条例で定める区域内に土地・家屋を所有されている方につきましては「都市計画税」が課税されます。）



3. 税額などを記載した納税通知書・納付書により納税者のみなさんに通知します。

### ◆課税明細書をご確認ください

課税されている固定資産（土地・家屋）の内訳を、納税通知書の「課税明細書」に記載していますので、ご確認ください。

また、「課税明細書」は毎年度送付しますので、所有資産の異動などの確認書類として大切に保管してご利用ください。

### ◆町税の納付は便利な「口座振替」をご利用ください

◎ お申し込みは… 厚岸町内の金融機関・ゆうちょ銀行・役場税財政課の窓口へ。  
通帳に使用している印鑑、通帳及び納税通知書をご持参ください。  
（郵送による申し込みを希望の場合は裏面の連絡先までお問い合わせください。）

◎ 金融機関は… 北洋銀行本店・各支店、大地みらい信用金庫本店・各支店、  
厚岸漁業協同組合、釧路太田農業協同組合、浜中町農業協同組合

◎ ゆうちょ銀行窓口で… 全国のゆうちょ銀行窓口備付けの「自動払込利用申込書」でも申込みができます。口座番号等は次のとおりです。

払込先加入者名… 厚岸町会計管理者

口座番号… 02710-6-9953

◎ 振替日は… 各期の納期限の日（通常は25日）です。  
（25日が土曜・日曜・祝祭日の場合は金融機関の翌営業日となります。）

（裏面もご覧ください）

## ◆固定資産税・都市計画税の主な制度について

### 1. 土地の税額について

平成21年度に、土地や家屋の価格を3年に1度見直す「評価替え」を実施したことにより、平成23年度は基本的に土地・家屋の評価額を据え置く年度ですが、地方税法の規定による「土地の税負担の調整措置」や「宅地等の価格の下落」に伴い、土地の評価額、課税標準額及び税額が変更となっている場合があります。

### 2. 新築住宅について

新築された住宅は、新築後一定期間、固定資産税が減額されます。

平成23年度に減額される住宅の床面積要件は、専用住宅で床面積が50㎡以上280㎡以下、併用住宅は居住部分の床面積割合が2分の1以上で居住部分の床面積が50㎡以上280㎡以下。一戸建以外の貸家住宅は専有部分の床面積が40㎡以上280㎡以下（あん分した共用部分の床面積を含む）で、住居として用いられる部分の床面積が120㎡までのものはその全部が減額の対象となり、120㎡を越えるものは120㎡分に相当する部分が減額の対象となります。

減額される額は減額の対象に相当する固定資産税額が2分の1となります。

期間は一般の住宅（3階建以上の中高層耐火住宅等を除く住宅）で新築後3年度分が対象となり、長期優良住宅は5年度分が対象となります。3階建以上の中高層耐火住宅等は新築後5年度分が対象となり、長期優良住宅は7年度分が対象となります。

減額を受ける場合には申請の必要はありませんが、長期優良住宅については申請が必要となります。（3. 長期優良住宅についてをご確認ください。）

※平成19年1月2日から平成20年1月1日までに新築された一般の住宅は新築軽減の適用がなくなります。

### 3. 長期優良住宅について

平成21年6月4日から平成24年3月31までの間に居住するための、長期に渡って良好な状態で使用される構造等を備えた長期優良住宅を新築し取得した場合には、新築した年の翌年度から固定資産税が課税されますが、長期優良住宅であることの認定を受けた書類を翌年1月31日までに添付し申請することにより、上記の減額措置が受けられます。

※長期優良住宅であることの認定については建設課建築係へお問い合わせください。

### 4. 高齢者等の居住する住宅のバリアフリー改修について

平成19年1月1日以前から所在する住宅のうち、65歳以上の方、介護保険法の要介護若しくは要支援の認定を受けている方又は障がいの認定を受けている方が居住している（減額申告時までに住むことになっている）住宅（賃貸住宅を除く）で、平成19年4月1日から平成25年3月31日までの間に、廊下の拡幅や浴室・トイレの改良など、工事費の自己負担額が30万円以上の一定のバリアフリー改修が行われた場合、改修工事が完了した年の翌年度分に限り固定資産税額を3分の1減額（100㎡までを限度）する制度が設けられました。

### 5. 住宅の省エネ改修について

平成20年1月1日以前から所在する住宅に、平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に、省エネルギー性能の向上を図るための窓や、床・天井・壁の断熱改修など、工事費30万円以上の一定の省エネ基準に適合する省エネ改修工事が行われた場合、改修工事が完了した年の翌年度分に限り固定資産税額を3分の1減額（120㎡までを限度）する制度が設けられました。

※4と5の減額措置を受ける場合には、改修工事終了後3ヶ月以内に関係書類を添付して役場に申告する必要があります。

※4と5の改修工事を同年中に行い減額措置を受ける場合には、それぞれ税額の3分の1を減額し、合わせて3分の2の減額措置が受けられます。

## ◆お問い合わせ・連絡先は

この度、お送りしました納税通知書の固定資産税・都市計画税に関することや、課税明細書などについてご不明な点がございましたら、下記へお問い合わせください。

なお、土地・建物を所有されている方で、家屋の増改築、用途変更、取り壊しをされた方、または土地の利用変更をされた方は、お手数ですがご連絡ください。

また、登記がなされていない家屋については、所有者が変更になった場合、届出が必要となりますので、必ずご連絡ください。

〒088-1192 北海道厚岸郡厚岸町真栄3丁目1番地

厚岸町役場 税財政課 ☎0153-52-3131

課税の内容については・・・課税係 内線135~139・146・147

納付・口座振替については・・・納税係 内線140~145